

**大都市圏の飲食店における「みえの食」魅力発信等業務委託
企画提案コンペに係る参加仕様書**

1 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 大都市圏の飲食店における「みえの食」魅力発信等業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで
- (3) 仕様 別紙「業務委託仕様書」のとおり

2 契約上限額

4, 184, 576円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 参加者資格
 - ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 最優秀提案者資格
 - ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 質問の受付及び回答

本業務又は企画提案コンペに関し質問がある場合は、以下により質問をしてください。

- (1) 質問の受付期限

令和7年8月6日（水）15時まで
- (2) 質問方法

FAXまたは電子メールにより、文書で以下の問い合わせ先まで送付するものとする
その際、所属、氏名、連絡先を明記するとともに、質問の送信後、必ず電話にて着信を確認すること。
- (3) 質問の提出先

〒514-8570 津市広明町13番地
三重県農林水産部フードイノベーション課

イノベーション促進班（県庁 6 階）

電話：059-224-2391 FAX：059-224-2521

電子メール：f-innov@pref.mie.lg.jp

（4）質問内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等に関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画、積算など内容等に関する質問は受け付けない。

（5）回答方法

受けた質問及びその回答については、令和 7 年 8 月 8 日（金）17 時までに、原則として県ホームページ内の次のページ配下に掲載します。

トップページ > 県政・お知らせ情報 > お知らせ情報 > 企画提案コンペ等情報（公告・結果）

5 参加資格確認申請書の提出

本業務を受託しようとする者は、三重県に対し、この企画提案コンペへの参加資格確認申請を行うこととする。

（1）提出期限

令和 7 年 8 月 14 日（木）17 時必着（期限厳守）

（2）提出方法

提出は電子メール、持参又は郵送によるものとし、郵送の場合は、郵便又は民間事業者による信書便で送付すること。また、電話にて到着を確認すること。（FAX による提出は受け付けないこととする。）

（3）提出先

〒514-8570 津市広明町 13 番地

三重県農林水産部フードイノベーション課 イノベーション促進班

電子メール：f-innov@pref.mie.lg.jp

（4）提出書類

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第 1 号様式）

イ 役員等に関する事項（第 2 号様式）

ウ 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任状（第 3 号様式）

エ その他、上記アに記載の添付書類一式その他

6 参加資格確認結果の通知

三重県は、上記 5 の確認結果を、令和 7 年 8 月 27 日（水）17 時までに、申請者に対し電子メール又は電話により通知する。

7 企画提案資料の提出

上記6により、参加資格があることの確認を受けた者は、以下により企画提案資料を提出すること。

(1) 提出期間

令和7年9月2日（火）17時必着

(2) 提出方法

持参又は郵送のいずれかで提出すること。（電子メール又はFAXによる提出は受け付けない。）

持参の場合の受付は、三重県の開庁時間内に限ります。郵送の場合は、郵便又は民間事業者による信書便で送付してください。また、提出先に電話し、到達確認を行ってください。

(3) 提出先

上記5（3）に同じ。

(4) 提出資料

下記のアからエまでを1部とし、9部（正本1部、副本8部）提出すること。原則A4版、両面印刷（長辺側を綴じる）、文字サイズ12ポイント以上。目次を除き、両面30ページ以内とする。

ア 企画提案書（任意様式）

提案書は、業務仕様書5委託内容の（1）～（2）の各事項に沿って、具体的に記載すること。また、以下に示す内容を明記すること。

（ア）大都市圏の集客力の高い飲食店における「みえの食」の魅力発信

- ・三重県フェアの企画内容
- ・会場となる店舗
- ・開催日程
- ・周知方法
- ・フェアへの誘客促進の方法
- ・起用するインフルエンサーの候補

（イ）外国人への「みえの食」に対するアンケート調査

- ・調査の対象者及び実施方法
- ・アンケート調査の回答者数の目標
- ・回答率を向上させるための工夫
- ・アンケート回答者へのノベルティの内容
- ・店舗への誘客を促す工夫

（ウ）その他

- ・外国人等をターゲットとした類似の事業の実績及びその内容

イ 見積書（任意様式）

企画提案書に記載する内容をすべて実施するに際しての所要額を、内容や項目に

分けて、できるだけ詳細に記載すること。

見積書の正本において代表者印の押印を省略する場合は、見積書に発行責任者・担当者それぞれの氏名・電話番号を記載すること。発行責任者と担当者は同一でも可とする。

また、見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税事業者にあつては、契約希望金額に 110 分の 100 を掛けた額）とすること。契約金額は、1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てるものとする。

ウ 委託業務の執行体制（任意様式）

- ・業務実施スケジュール（工程表）
- ・業務実施体制、効率的で効果的な運営体制、法令順守に必要な体制、運営管理体制等

エ その他の資料（任意様式）

- ・事業者の活動概要が分かる資料（法人の概要等）
- ・提案の内容について、他者に対して優位であると思われる点
- ・企画提案に関する有効な資料や、過去 3 年間、同様の契約実績がある場合は、可能な限りその資料を添付すること。

（5）注意事項

企画提案書の内容は、見積書に記載された見積価格で全て実現できるものとする。

8 企画提案コンペの実施

三重県は、上記 7 により提出された企画提案資料を「大都市圏の飲食店における「みえの食」魅力発信等業務企画提案コンペ選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀企画提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

本企画提案コンペは、最優秀提案者を決定するために、業務における具体的な取組についての提案を求めるものであり、実際に委託契約を締結するにあたっては、県と最優秀提案者との協議により、詳細な事業内容を決定するものとする。

なお、企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

（1）企画提案コンペの審査項目

ア 目的適合性

- ・事業の趣旨を理解し、仕様書、事業目的に合致した提案となっているか。

イ 企画性

- ・「みえの食」に関する効果的なフェアの開催に向け、外国人を含む多数の来客を促す工夫、県の魅力を伝える工夫等が適格に講じられているなど、他社の提案とは異なる優位性、独自性が認められるか。

ウ 実現可能性

- ・本業務を遂行するうえで、必要な知識や経験に基づくノウハウ、および外国人をターゲットとする事業の実績を有しているなど、本事業を一貫して実施できるか。

エ 情報発信力

- ・本事業に関する効果的な情報発信等を行い、「みえの食」の認知度向上及び誘客促進につながる内容となっているか。

オ 業務遂行能力

- ・スケジュールや実施体制等は的確で合理的かつ具体性があるか。
- ・常に県との連絡調整ができるような体制を整えているか。
- ・本事業の関係者と連携して事業を進める体制を整えているか。
- ・外国人向けに実施した本事業に類似する事業の契約実績があるか。

(2) 選定委員会でのプレゼンテーション

企画提案資料の提出後、選定委員会においてプレゼンテーションを行い最優秀提案者を選定するものとする。

ア 日時

令和7年9月4日（木）13時00分から順次

イ 場所

三重県津市広明町13番地 三重県庁6階 ミーティングルーム

ウ 内容

プレゼンテーション15分、質疑10分（予定）

エ 方法

提出済みの企画提案資料（紙）及び口頭での説明に限るものとする（プロジェクター、スクリーン、タブレット端末配布等による説明は不可）。

オ 備考

提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、書類審査通過者を5者選定した上で、当該書類審査通過者によるプレゼンテーションを実施する。

提案者が多数の場合の書類審査の結果及びプレゼンテーションの時間割等については、提案書を提出したすべての者に令和7年9月3日（水）17時までに電子メール又はFAXで連絡する。

9 選定結果の通知

三重県は、上記8の選定結果を、令和7年9月9日（火）17時までに、提案したすべての者に対し電子メール又は電話により通知する。

10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者に提出を求める資料は、以下のとおり。提出期限は別途指示する。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（該当する契約実績がある場合のみ）
- (4) 三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」

11 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部フードイノベーション課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、三重県会計規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）
- (4) 契約は、三重県農林水産部フードイノベーション課において行う。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

13 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

14 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

15 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

17 その他

(1) 企画提案に関する事項

ア 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とします。

イ 企画提案書その他の提出資料は、返却しません。

ウ 企画提案書その他の提出資料は、本県の内部で使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）で定義する公文書となるため、開示請求の対象となります。そのため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。ただし、開示請求があった場合の開示・非開示の判断は、三重県情報公開条例に基づき三重県が判断することとなります。

(2) 契約に関する事項

ア 原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。

イ 成果品の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含みます。）は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとしします。

ウ 委託料は、委託業務が完了し、三重県の検査に合格した後に支払うことを原則とします。

エ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に罰則規定があるので留意してください。

(3) 企画提案コンペへの参加又は企画提案の無効要件

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

ア 本コンペに参加する資格のない者が提案したとき。

イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対し 2 以上の見積をしたとき。

ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

エ 提案に際して談合等の不正があったとき。

オ 提案書類が、提出期限を過ぎて提出されたとき。

カ 見積書に記載された見積価格（消費税及び地方消費税を抜いた額）の 100 分の 110 に相当する金額が契約上限額を超えているとき。

キ その他三重県があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

(4) この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとします（三重県会計規則は、三重県ホームページの「三重県法規集」に掲載しています）。

18 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 フードイノベーション課 イノベーション促進班

電話：059-224-2391 FAX：059-224-2521

電子メール：f-innov@pref.mie.lg.jp 担当：瀬古